

**随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書**

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>																
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p style="padding-left: 40px;">公用車両用燃料（ガソリン・軽油）の購入に係る単価契約</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明</p> <p style="padding-left: 40px;">自動車用燃料については、県庁の公用車用として購入するために、県（出納管理課）において岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約（標準単価）が締結されている。令和8年度も同等の契約締結がなされる予定であり、そのうちの中濃地域の契約単価（標準単価）の価格を超えない価格で契約できる見込みであるため。</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、管轄地域が広範囲にわたることから方面別に業者を選定すること、警察活動の特殊性から常時給油可能な体制があり、公署から最寄りの利便性のある業者を選定することが合理的であることから、下記の業者を選定するものである。</p> <p><b>【契約先】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">本署方面</td> <td style="width: 25%;">千賀石油（株）</td> <td style="width: 20%;">代表取締役</td> <td style="width: 15%;">千賀 弘幸</td> </tr> <tr> <td>御嵩方面</td> <td>（有）平井石油店</td> <td>代表取締役</td> <td>平井 良喜</td> </tr> <tr> <td>西可見方面</td> <td>（有）堀尾石油</td> <td>代表取締役</td> <td>堀尾 大成</td> </tr> </table> <p><b>【契約単価】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">ガソリン</td> <td style="width: 40%;">171.05円</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>158.16円</td> </tr> </table>	本署方面	千賀石油（株）	代表取締役	千賀 弘幸	御嵩方面	（有）平井石油店	代表取締役	平井 良喜	西可見方面	（有）堀尾石油	代表取締役	堀尾 大成	ガソリン	171.05円	軽油	158.16円
本署方面	千賀石油（株）	代表取締役	千賀 弘幸														
御嵩方面	（有）平井石油店	代表取締役	平井 良喜														
西可見方面	（有）堀尾石油	代表取締役	堀尾 大成														
ガソリン	171.05円																
軽油	158.16円																

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。